

弁護団報告（第26回期日）

2017年11月7日

1 当日の動きと訴訟の現状

第26回弁論期日のあった平成29年11月7日は、快晴で、晩秋とは思えないほどの暖かさの中で始まりました。「いわき市民訴訟」原告団らは、午後2時からの弁論の前に、正午から広場での集会を経て、デモ隊が裁判所に向けて出発しました。午後3時から「南相馬訴訟」の弁論でした。

さらに、いわき市民訴訟の損害論チームは、期日後の夜6時ころから弁護団会議を開いて今後の立証計画を検討しました。その中では、同年10月10日に、福島本庁の裁判所で、事故当時いわき市に在住していた方についても一人16万円という追加の賠償を認めた、いわゆる生業判決を参考にさらに充実した立証をして行くことで、生業判決の内容を前進させるための白熱した議論がなされました。

一方、裁判後の集会では、全国の裁判の現状と、私たちの裁判が果たしている役割について米倉勉幹事長より報告をさせてもらいました。全国で進展している約30件の集団訴訟は、3月の前橋地裁判決に続き、9月22日には千葉地裁、10月10日には福島地裁（生業訴訟）の判決が重なり、それらの判決の分析・検討が着々と進んでいるところです。前橋判決及び生業判決が、国と東電の法的責任を認めるという大きな第一歩を踏み出したのですから、さらに次の一歩を進めて、今度は被害の完全賠償を図る。これが、後に続くいわき市民訴訟等の各裁判が係属している裁判所の使命です。そのような中で、いわき支部では10月11日に避難者訴訟（第1陣）が結審を迎え、3月22日には判決という段階にあります。全国の裁判の次なる一歩を、さらに確かなものにし、このいわき市民訴訟はもちろん、他の裁判所で戦う原告・弁護団を活気づかせてすべての被害者を救済していくことが、私たちの課題といえるでしょう。

いわき市民訴訟は、国や東電への責任追及のための主張はおおよそが終了しましたので、これからいよいよ本格的な損害立証が始まります。いわき市民の損害を立証する客観証拠の更なる提出や、それに基づいた主張書面の提出、さらには原告の方々の尋問の実施など、いわきでの取り組みをこれから加速・充実させていきたいと思えます。

2 第26回期日の報告

(1) 原告が提出した書面

○準備書面（50）：被告国の第14準備書面に対する反論

被告国は、第14準備書面で責任を否定するための主張をしてきました。

国に責任があるというためには、まず原発事故が生じることが予測でき、それが回避できるものだったことが必要です。

国は、原発事故を生じさせた地震・津波は、予見できるものではなかったと、第14準備書面で主張していますが、その国の主張は全く的外れなものでした。

そのことは、国の主張が、原発関係の訴訟で既に出ている、群馬・千葉・生業3つの判決に反する内容の主張であることから明らかです。

そこで、弁護団では準備書面（50）として、国の第14準備書面の内容が全く的外れなものであり、反論として極めて弱いものであることを主張しました。

(2) 当日の期日の進行

①原告ら代理人から、提出した原告準備書面（50）について、意見陳述を行いました。

意見陳述は、福島本庁で判決が出された生業裁判の結果を引用するなどして、国の主張は間違っているとの意見陳述を行いました。

②その後は、裁判所が、原告と被告に対し、今後の予定の確認をしてきました。

原告は、責任論について、被告国の第18準備書面に反論する準備書面を提出する予定であること、生業裁判の判決と原告らの主張の近似性の書面の提出を検討していることを話しました。

また、損害論について、今後は、陳述書を次回までに予定しているものを全て提出したいと話しました。加えて、福島本庁で出された生業訴訟を参考にして、客観的資料を収集の上で提出し、それをもとに準備書面の作成を行うことを予定しているが、提出は少なくとも次回期日ではなく、次々回ないしそれ以降の期日になると話をしました。

東電は、原告が損害論に関する準備書面を提出したときに、その反論書面を提出することを考えているとの主張でした。

(3) 今後の弁護団の動き

弁護団は、現行らの主に損害について、いわき市民の意識調査アンケートや、いわき市民が受けた損害について記載ないし参考できる、論文などの刊行物客観的証拠をなるべくたくさん裁判所に証拠として提出する予定です。

今後は、原告団役員さん達の協力を得つつ、それらを提出することによって、原告らが受けた損害を裁判所にきちんと理解してもらえるような主張立証をして行くことに、特に力を入れていくこととなります。

以上